

宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年12月11日

宮城県監査委員 畠山 和純
宮城県監査委員 袋 正
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査委員の報告日

平成19年9月21日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成19年10月29日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所の収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 1,984,271,881円

過年度分 4,526,313,666円

合計 6,510,585,547円

・平成17年度収入未済額

現年度分 2,381,719,146円

過年度分 4,997,430,949円

合計 7,379,150,095円

イ 措置の内容

平成19年3月に策定した「宮城県税込確保対策3か年計画」により、収入未済額の縮減目標を設定し、「県税滞納額縮減対策本部」のもと縮減対策事業を着実に実行し、大幅

な収入未済額の縮減目標達成に向け、収納促進に努めるとともに、各県税事務所において定期的に滞納事案検討会を開催し、適切な指導、助言を行うなど債権管理を図っている。

(2) 仙台中央県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 649,466,659円

過年度分 1,419,712,305円

合計 2,069,178,964円

・平成17年度収入未済額

現年度分 634,864,420円

過年度分 1,665,216,536円

合計 2,300,080,956円

イ 措置の内容

「平成19年度県税事務実施計画」に基づき、滞納案件に即した適切な滞納整理を行うため、捜索による財産調査・差押、タイヤロックを活用した自動車差押を積極的に進め、差押財産のインターネット公売も適宜実施する。

また、滞納整理進行管理会議により、滞納整理の進行管理を行い、税収の確保と滞納額の縮減を図る。

(3) 仙台北県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 325,386,905円

過年度分 784,476,366円

合計 1,109,863,271円

・平成17年度収入未済額

現年度分 797,545,457円

過年度分 905,540,853円

合計 1,703,086,310円

イ 措置の内容

平成19年度の当所の計画は、個人県民税については、さらなる収入未済額の縮減を図

るため、前年度に引き続き住民税徴収対策会議を開催するとともに、徴収の支援及び地方税法第48条直接徴収を実施する。

また、他の税目については、差押件数と収入未済額の縮減に相当の相関関係があることから、タイヤロック、搜索、動産の差押え及び公売処分を積極的に実施し、差押の強化を図っていく。

(4) 石巻県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分	155,841,661円
過年度分	423,541,969円
合計	579,383,630円

・平成17年度収入未済額

現年度分	170,822,922円
過年度分	470,000,630円
合計	640,823,552円

イ 措置の内容

収入未済額の大半を占める個人県民税・自動車税の二税についての徴収を強化するため、個人県民税は地方税法第48条による個人住民税直接徴収と管内市町との共同催告の実施を行うとともに、自動車税は搜索による動産や預金・給与・電話加入権等債権の差押え、タイヤロックを活用した自動車差押えなど一層の強化を図っていく。

(5) 廃棄物対策課(竹の内産廃処分場対策室)

ア 監査委員の報告の内容

特別納付金(村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、債務者に対して納付命令書及び督促状の送付を行っても、債務者が行方不明のため返戻されるという状況にあるが、適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分	4,847,065円
過年度分	82,969,099円
合計	87,816,164円

・平成17年度収入未済額

現年度分	44,719,943円
過年度分	38,249,156円

合 計 82,969,099円

イ 措置の内容

国税徴収法の例に倣い、納付命令書及び督促状について、債務者に対する法的な送達手続として平成19年10月9日に公示送達を行った。（公示期間：平成19年10月2日～10月8日）

債務者からの納付が認められない場合には、債務者の資産調査等を行い、強制執行が可能な場合には強制執行を行う等の措置を講じていくこととする。また、当時の役員や実行行為者等に対して責任追及が可能か否かを検討し、順次可能と判断されたものから措置命令及び納付命令を行うこととする。

(6) 医療整備課

ア 監査委員の報告の内容

補助金において、補助金交付要綱を定めていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・補助事業名 第60回東北医師会連合会総会並びに学術大会運営費補助
- ・補助事業者 社団法人宮城県医師会
- ・補助金額 800,000円

イ 措置の内容

交付要綱が不要な場合があるとの誤った認識に基づいたものであった。

当課の今年度の補助金執行事業について、改めて全て要綱を作成済みであることを確認した。

今後も、交付決定等の決裁の際に添付すること等により、要綱作成が欠けることのないようにしていく。

(7) 医療整備課

ア 監査委員の報告の内容

委託契約において、前払金の精算をせず、過払いのままとなっていることが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

前払金が、変更契約後の金額を超過したにも係わらず、過払いとなった前払金を返納させなかったもの。

- ・委託業務名 平成18年度救急医療確保対策事業業務
- ・当初契約額 52,604,475円
- ・前払金額 50,156,820円
- ・変更契約額 50,135,767円
- ・過払額 21,053円

イ 措置の内容

平成19年7月30日付けで委託先である宮城県医師会から過払額を収納している。

今後、契約書と支出の照合を複数人で確認することにした。

(8) 長寿社会政策課

ア 監査委員の報告の内容

介護福祉士等修学資金貸付金償還金において、履行延期特約等申請の処理を長期間放置し、且つ、当該償還金について調定していないものが認められたので、速やかに適正な事務処理を行うとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

平成18年5月に、債務者2名から履行延期の特約等承認申請書が提出されたが、申請内容調査中であるとして、平成18年5月分以降の償還金について調定していなかったもの。

・金額 792,000円(平成18年5月～平成19年3月分)

イ 措置の内容

・債務者に対しては、早期に適正な償還計画を作成するよう指導し、計画的な償還を求めていく。

・今後は、償還に係る手続きが遅延しないよう関係規程に基づき、適切な事務処理に努めていく。

(9) 子ども家庭課

ア 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 1,387,440円

過年度分 76,142,154円

合計 77,529,594円

・平成17年度収入未済額

現年度分 7,127,960円

過年度分 70,144,342円

合計 77,272,302円

イ 措置の内容

返納未済分のある債務者については、電話や文書による督促を行うとともに、一括返済の困難な債務者については、分割納入の指導を行うなど収納の促進に努めてきた。また、課内において総括担当をリーダーとする債権回収のためのプロジェクトチームを設置し、今後とも返納未済額の縮小に努めていく。

また、新たな債権の発生防止のため、研修会の開催や年3回の定期支払期（4月、8月、12月）に各市町村長に対して受給者ごとに受給資格の調査を依頼するなど発生防止に努めていく。

（10）子ども家庭課

ア 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、保健福祉事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

・平成18年度収入未済額

現年度分 15,229,802円

過年度分 35,238,123円

合計 50,467,925円

・平成17年度収入未済額

現年度分 14,604,715円

過年度分 27,653,297円

合計 42,258,012円

イ 措置の内容

収納促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行し、申請の段階から償還まで申請者の生活状況を十分に確認するなど、きめ細やかな助言・指導を行うよう、指導を徹底していく。

（11）障害福祉課

ア 監査委員の報告の内容

扶養保険扶助費（心身障害者扶養共済制度年金）において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

受給権者死亡により過払いとなった年金について、過払い分の返納に係る調定を長期間行わなかったもの。

・金額 100,000円

・過払い期間 平成17年2～6月分

・調定日 平成19年1月24日

イ 措置の内容

今後、再発しないよう細心の注意をもって対応し、調定事例が発生した際は、速やかに調定を行うよう努めていく。

（12）仙台保健福祉事務所

ア 監査委員の報告の内容

未熟児養育費、過誤払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済

を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

未熟児養育費

・平成18年度収入未済額

現年度分	106,229円
過年度分	244,359円
合計	350,588円

・平成17年度収入未済額

現年度分	118,875円
過年度分	147,288円
合計	266,163円

過誤払返納金

・平成18年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	563,988円
合計	563,988円

・平成17年度収入未済額

現年度分	174,050円
過年度分	389,938円
合計	563,988円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成18年度収入未済額

現年度分	5,009,273円
過年度分	18,251,383円
合計	23,260,656円

・平成17年度収入未済額

現年度分	5,113,262円
過年度分	14,320,645円
合計	19,433,907円

イ 措置の内容

未熟児養育費

処理状況について、文書催告、電話連絡、家庭訪問等により状況確認を何度か試みたが、不在であり確認することができなかった。

また、住民票等により転居が確認された方においては、転居先を訪問したが、不在等で、現在の世帯、収入状況等について確認できなかった。

対応策については、今後も引き続き文書・電話・訪問等により納付催告を行っていく。

また、時効が成立している未済分については、子ども家庭課と協議しながら、不納欠損処分等の対応について検討していく。

過誤払返納金

1 特別障害者手当分

平成18年度収入未済額（過年度分）は、392,190円である。

受給者本人が死亡、相続人全員が相続放棄を行ったため回収は不可能な状況にあり、不納欠損処分を障害福祉課に依頼している。

今後は、受給開始時において資格喪失した場合は届出を行う必要があることを十分説明すると共に、現況届等のチェックをより厳格に行い再発防止に努めていく。

2 生活保護分

平成18年度収入未済額（過年度分）は171,798円である。

生活保護を廃止となっているケースが全てであり、納入には困難を伴うが家庭訪問等により納入促進に努めていく。

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

収納促進については、滞納発生後速やかに督促通知を行い、その後も電話や督促訪問等により家庭状況等の確認を行いながら早期回収に努めている。

また、収入未済発生防止対策として、償還保証人への催告等の措置を講じている。

今後は未納者毎の未済状況・家庭状況の詳細な把握を行うと共に、所内の未済金縮減検討会議・班内会議の開催、所外講師による研修会の開催により、効果的な収納促進に努めていく。

(13) 経営金融課

ア 監査委員の報告の内容

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金（高度化資金）及び林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金（高度化資金）

・平成18年度収入未済額

現年度分	17,988,984円
過年度分	54,539,894円
合計	72,528,878円

・平成17年度収入未済額

現年度分	11,510,752円
過年度分	50,806,142円

合 計 62,316,894円
林業・木材産業改善資金貸付金償還金

・平成18年度収入未済額

現年度分 1,418,000円
過年度分 8,342,000円
合 計 9,760,000円

・平成17年度収入未済額

現年度分 1,318,000円
過年度分 7,028,000円
合 計 8,346,000円

イ 措置の内容

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金（高度化資金）の収入未済については、未収債権整理強化期間を設け、訪問調査及び公簿調査を実施の上、債務者の状況を把握し早期納付の指導に取り組んでいる。

さらに、経済環境等の変化を常に注視し、貸付先に対し財務諸表の提出を求めるなど貸付後の経営指導を実施しながら収入未済の発生防止に努めている。

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、関係機関の協力を得ながら、定期的な電話連絡や訪問面談により納入を促すとともに債務者の実態を把握し、早期完済に努めている。

また、その他の貸付先についても、現況確認を行うことにより収入未済の発生防止に努めるとともに、それでも延滞が発生した場合には、迅速な対応を執ることにより、延滞の長期化防止に努めている。

(14) 産業人材育成課

ア 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 19,540,455円
過年度分 9,348,226円
合 計 28,888,681円

・平成17年度収入未済額

現年度分 9,588,226円
過年度分 0円
合 計 9,588,226円

イ 措置の内容

平成17年度分の収入未済額は、財産処分に係る補助金等精算返還金で、平成18年3月から分割納付を承認しており、平成18年度分としては640,000円のうち240,000円が納付され、9,348,226円が未済となったものである。

履行期限毎の通知書を発行する際に電話連絡し、期限内履行を促すとともに、不履行の際には督促状を発付するなど債権管理に努めたが、なお未済となっているので、今後は、定期的に文書催告を行うとともに呼び出しして事情を聴取するなど、より厳しく債権管理を行うこととしている。

平成18年度分の収入未済額は、登米市技能者訓練協会の補助金不正受給事件に係るもので、うち15,398,000円は認定職業訓練事業費補助金に係る返還金である。訓練協会からの返還が困難と判断し、平成19年5月に不正受給に責任を有すると認められる役員8名に対し、損害賠償を請求したところである。今後は訴訟の提起に向けた検討を進めることとしている。

また、残額の4,142,455円は、認定職業訓練派遣等給付金に係る返還金であり、平成19年3月末現在で、返還通知を出した18事業主のうち、12事業主分が未済となっていたものである。督促状を発付後、文書や電話で催告するとともに直接訪問して折衝するなどしており、平成19年度に2事業主が返還している。9月末現在で、10事業主分3,748,288円が未済となっており、今後は支払督促手続を検討することとしている。

(15) 産業人材育成課

ア 監査委員の報告の内容

補助金において、不正受給等が認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

認定職業訓練事業費補助金について、多数の重複受講者が認められたため、受講生を派遣したとされる事業主に対して調査したところ、受講生を派遣していない事実が判明した。再度調査を実施したところ、訓練関係書類は全て偽造されており、補助対象事業は全く実施しておらず、認定職業訓練事業費補助金を不正受給していたことが判明したものの。

- ・補助事業名 認定職業訓練事業費補助金
- ・補助事業者 宮城県理容生活衛生同業組合
- ・返還対象額 5,346,000円(平成16～18年度)
(不正受給した補助金及び加算金は全額返還済み)

認定職業訓練事業費補助金について、多数の重複受講者が認められたため、現地調査を実施したところ、受講生を架空に計上するなど、実績報告の一部の事業は架空の事業であり、認定職業訓練事業費補助金を不正受給していたことが判明したものの。

- ・補助事業名 認定職業訓練事業費補助金

- ・補助事業者 職業訓練法人塩釜建設技能者訓練協会
- ・返還対象額 10,565,000円(平成15～18年度)

イ 措置の内容

平成18年度の登米市技能者訓練協会の補助金不正受給発覚後、直ちに、全補助事業実施団体を対象に文書や会議を通じて不正防止の周知徹底を図るとともに、業務検査や実績確認検査においては、普通課程については入校生、修了生の電話による全件確認調査、短期課程については過年度資料との比較確認調査を実施し、疑問がある場合は無作為抽出による電話確認調査を導入している。また、実績ヒアリングのためのチェックリストを作成し職員研修を実施している。

平成18年度の業務検査の過程で宮城県理容生活同業組合及び塩釜建設技能者訓練協会の不正受給を発見したものであり、その他の補助団体については不正がなかったことを確認している。平成19年度においても同様の業務検査を実施中であり再発防止に万全を期すこととしている。

なお、前記2件の不正受給については、返還対象額全額が返還されている。

(16) 都市計画課

ア 監査委員の報告の内容

土地区画整理組合貸付金償還金において、収入未済額があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	595,000,000円
合計	595,000,000円

・平成17年度収入未済額

現年度分	125,000,000円
過年度分	470,000,000円
合計	595,000,000円

イ 措置の内容

組合は保留地処分金による返済を原則としているため、組合に対して、保留地販売促進策の再構築を促すとともに、組合経営の改善を図るため、事業計画及び返済計画の見直しを指導した。(組合側からは履行延期特約等承認申請書及び返済計画書(案)の提出があった。)

(17) 建築宅地課

ア 監査委員の報告の内容

委託料(国土交通省からの受託事業)において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じりたい。

(内容)

- ・事業名 平成18年度建築物等実態調査
- ・金額 651,190円
- ・調定日 平成19年2月 5日
- ・調定すべき日 平成18年7月21日(契約締結日)

イ 措置の内容

本来、国との委託契約時(平成18年7月21日)に合わせ、調定を決議するところを、国の委託業務確定後の委託費の支払手続き終了の連絡(平成19年2月5日)により、調定を決議してしまったため、遅延したもの。今後、財務規則第31条に基づく歳入の発生時(委託契約時)の調定決議の事務手続きを徹底するため、歳入チェックリストを作成し、再発防止に努めていく。

(18)住宅課

ア 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

県営住宅使用料

- ・平成18年度収入未済額
 - 現年度分 50,947,065円
 - 過年度分 146,822,780円
 - 合計 197,769,845円
- ・平成17年度収入未済額
 - 現年度分 62,619,700円
 - 過年度分 138,272,458円
 - 合計 200,892,158円

県営住宅駐車場使用料

- ・平成18年度収入未済額
 - 現年度分 4,191,404円
 - 過年度分 5,426,485円
 - 合計 9,617,889円
- ・平成17年度収入未済額
 - 現年度分 4,942,956円
 - 過年度分 5,047,885円
 - 合計 9,990,841円

イ 措置の内容

銀行口座引落の加入促進、文書・電話・呼出し・訪問等による納入催告、連帯保証人へ

の請求，世帯の実情に応じた納入相談を行い，悪質滞納者に対しては，住宅明渡等の訴訟提起を行う。滞納整理強化月間を設け，中期滞納者（滞納期間3ヶ月以上）に重点を置いた戸別訪問指導を実施し，納入促進と収入未済の発生予防に努める。また，新たな取り組みとして，民間債権回収業者のノウハウを生かした回収についても検討していく。

(19) 住宅課

ア 監査委員の報告の内容

利子補給金において，事業実績報告書の提出されていないものが認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・事業名 宮城県地域優良分譲住宅利子補給金
宮城県地域優良木造住宅利子補給金
- ・補助金額 14,292,970円
22,981,600円

イ 措置の内容

- ・前年度の事業実績報告書提出未了者（利子給付金受領者）及び未了機関（受託銀行）に対して，文書による督促通知を行い，報告書の提出を促した。
- ・今年度以降の事業について（事業 については平成18年度で終了済み）は，年度毎に事業実績報告書の提出を促す通知を事前に行い，未了等の無いよう周知を徹底する。

(20) 教職員課

ア 監査委員の報告の内容

雇用保険料（概算払い分）の納付遅延による，延滞金の発生が認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・雇用保険額 27,414円
- ・延滞金 3,000円
- ・納付期限 平成18年5月22日
- ・納付年月日 平成19年2月27日

イ 措置の内容

従来，担当者一人で行っていた雇用保険料の納付確認を，今後は担当者の納付確認の後，別の班員が納付確認を行う二重のチェック体制で対応することとした。

このことにより，平成19年5月21日納付期限の雇用保険料については，納付遅延を防止することができた。

今後とも，納付遅延防止のため二重チェック体制を継続していくこととしている。

(21) 警察本部

ア 監査委員の報告の内容

放置違反金及び損害賠償金において，収入未済を解消する努力はみられるが，なお，収

入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

放置違反金

・平成18年度収入未済額

現年度分 18,422,000円

過年度分 0円

合計 18,422,000円

損害賠償金

・平成18年度収入未済額

現年度分 626,800円

過年度分 10,471,350円

合計 11,098,150円

・平成17年度収入未済額

現年度分 1,131,300円

過年度分 9,475,050円

合計 10,606,350円

イ 措置の内容

放置違反金

文書や電話による催告を行い、自主納付を促すとともに、催告に応じない悪質な滞納者に対しては法的措置を講じるなど、収納促進と収入未済の発生防止に努めていく。

損害賠償金

文書や電話による催告を行うとともに、一括納入が困難な債務者に対しては分割納入の指導を行い、また、所在不明者については引き続き住所地や親類宅を確認するなどの追跡調査を行い、収入未済の縮減に努めていく。